

処 分 基 準

平成27年6月1日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第66条の2第1項
処 分 の 概 要	過労運転車両に係る指示
原 権 者	公安委員会
法 令 の 定 め	<p>車両の運転者が前条の規定に違反して過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為（以下この条及び第75条の2第1項において「過労運転」という。）を当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）の業務に関してした場合において、当該過労運転に係る車両の使用者が当該車両につき過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。</p>
処 分 基 準	別紙のとおり
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課取締指導係（048-832-0110）
備 考	

## 別紙

自動車の使用制限等に関する規程（平成2年12月28日公安委員会規程第5号）

### 別記第2

（第5条関係）

指示及び指示に係る使用制限の処分量定基準等

#### 第1 用語の意義

この基準等における用語の意義は、本則に定めるもののほか次に定めるとおりとする。

##### (1) 指示

法第22条の2第1項、法第58条の4及び法第66条の2第1項に規定する指示（運転代行業者について読み替えて適用される場合を含む。）の処分をいう。

##### (2) 運転代行業者に対する指示

読み替えて適用される指示処分をいう。

##### (3) 指示に係る使用制限

法第75条の2第1項の規定に基づき、埼玉県公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

##### (4) 運転代行業者に対する指示に係る使用制限

読み替えて適用する使用制限の処分をいう。

##### (5) 最高速度違反行為

法第22条第1項に規定する最高速度を超えて自動車を運転する違反行為をいう。

##### (6) 過積載運転行為

法第58条の3第1項に規定する過積載をして自動車を運転する行為をいう。

##### (7) 過労運転行為

法第66条の規定に違反して過労により、正常な運転ができないおそれのある状態で車両を運転する行為をいう。

##### (8) 積載物重量制限超過違反

法第118条第1項第2号の2の罪に当たる行為をいう。

##### (9) 措置命令

法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令をいう。

##### (10) 点数の付与

政令第26条の7第1項の規定により最高速度違反、積載物重量制限超過違反及び過労運転違反について点数を付することをいう。

##### (11) 累計点数

政令第26条の7第1項に規定する最高速度違反関係累計点数、過積載運転行為関係累計点数及び過労運転行為関係累計点数をいう。

##### (12) 前歴の回数

政令第26条の7第1項の表の備考に規定する前歴の回数をいう。

#### 第2 指示の運用基準

##### 3 過労運転行為に係る指示の運用基準

(1) 指示は、当該車両の業務に関して過労運転行為が行われた場合において、次のアからオ

までのいずれかに該当し、当該使用者が当該車両につき過労運転行為を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について、過去1年以内に1回以上の過労運転行為が行われた場合における当該使用者であるとき。

イ 使用者等が当該運転者に対して当該過労運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が過労運転行為をすることを容認していたとき又はこれに準じるような事情があるとき。

ウ 使用者等が当該運転者に当該過労運転行為をすることを誘発するような行為をしていたとき。

エ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過労運転行為に係る指示を受けた者であるとき。

オ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転行為に係るものに限る。）を受けた者であるとき。

(2) 前記(1)の「当該使用者が当該車両につき過労運転行為を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないとき」とは、次に掲げるとき等をいう。

ア 当該車両の運転者に対して、過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。

イ 当該車両による運行について、過労運転行為が行われていないかどうか的確に把握されていない。

ウ 当該車両に係る運行計画が過労運転行為の防止に留意したものとなっていない。

エ 当該車両に係る運送に関する契約が、過労運転行為の防止に十分に留意したものとなっていない。

オ 当該車両の運転者に対して、運行前の点呼等により過労運転行為となるおそれのある状態で車両を運転させないようにするための措置が的確に行われていない。

(3) 前記(1)及び(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

ア 前記(1)アからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなるとき。

イ 前記(1)アからオまでのいずれかに該当することとなる過労運転行為に係る自動車が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る自動車であるとき（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）。

(4) 「当該車両の使用者の業務に関し」とは、使用者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味である。すなわち、当該車両の使用者以外の者が、たまたま私用でその自動車を使用し、過労運転行為を行った場合等は、指示の対象とならない。

#### 4 各指示における留意事項

(1) 各指示に係る最高速度違反行為、過積載運転行為及び過労運転行為の各違反行為は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られる。

(2) 使用者の異同、使用の本拠の位置、使用の態様等について疑義がある場合は、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めること。

(3) 指示に係る最高速度違反行為及び過労運転行為は、当該車両の使用者の業務に関して行

われたものに限られる。